

平成22年赤潮被害対策緊急支援資金利子補給費補助事業事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、平成22年6月以降に有明海及び八代海において発生した赤潮により被害を受けた漁業者等の早期経営再開及び経営維持を図るために必要な資金（以下「平成22年赤潮被害対策緊急支援資金」という。）の融通について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において「被害漁業者等」とは、平成22年6月以降に有明海及び八代海において発生した赤潮により被害を受けた次に掲げる者をいう。

- (1) 魚類養殖業を営む個人
- (2) 魚類養殖業を営む法人

2 この要領において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合
- (2) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第93条第1項第1号の事業を行う水産加工業協同組合
- (3) 農林中央金庫
- (4) 銀行、信用金庫、信用組合

(県の助成)

第3 県は、被害漁業者等が平成22年赤潮被害対策緊急支援資金を借り入れた場合に、被害漁業者等の金利負担の軽減を図るため、平成22年赤潮被害対策緊急支援資金利子補給費補助事業補助金交付要項（以下「要項」という。）別表1（第4に規定する借入資格者であって、かつ、被害額が平年の収入（売上）額の50パーセント以上又は2年連続で被害額が平年の収入（売上）額の20パーセント以上であることを市町村長が認定した者に該当する場合にあっては別表2）に定める利子補給率により市町村が融資機関に対して利子補給を行った場合において、要項に定めるところにより、当該市町村に対してその費用の一部を助成するものとする。

(借受資格者)

第4 補助事業において平成22年赤潮被害対策緊急支援資金を借り入れることができる者は、被害漁業者等であって、被害魚種毎の1年魚、2年魚又は3年魚の被害尾数のいずれかが被害前の当該魚種の養殖尾数の3割以上又は被害額が平年の収入（売上）額の10パーセント以上であることを市町村長が認定した者とする。

2 平成22年赤潮被害対策緊急支援資金の借入れに当たっては、養殖共済に加入する旨の確約書（以下「確約書」という。）（別記第1号様式）を提出するものとする。

(融資の条件)

第5 補助事業において融資機関が借受資格者に対し融資する条件は、次のとおりとする。

(1) 対象経費

- ア 既往長期負債の借換えを除く、経営を維持するために必要な運転資金
- イ 種苗の購入又は育成に必要な資金

(2) 償還期限 10年以内

(3) 据置期間 2年以内。ただし、ぶりにについては3年以内

(4) 県の利子補給費補助期間 平成22年赤潮被害対策緊急支援資金の貸付実行後3年以内

(5) 貸付利率 別表に定めるとおりとする。

(6) 融資限度

ア (1)のイについては、1経営体当たり20,000千円とし、本年出荷予定魚(原則として2年魚及び3年魚)の被害額を限度とする。

イ (2)のイについては、以下のとおりとし、被害額を限度とする。

(ア) 個人 30,000千円

(イ) 法人 60,000千円

(7) 融資率 対象経費の100%以内

(貸付期間)

第6 平成22年赤潮被害対策緊急支援資金の貸付期間は、平成23年3月31日までとする。

(借入手続)

第7 融資機関から融資を受ける場合の借入手続は、次のとおりとする。

(1) 借受資格者であって融資を受けようとするものは、確約書を知事に提出し、「平成22年赤潮被害対策緊急支援資金借入申込書」(別記第2号様式)に市町村長から認定を受けた「漁業被害程度等認定申請書」(以下「認定申請書」という。)(別記第3号様式)3部を添えて融資機関の長に提出するものとする。

なお、債務保証を必要とする場合は、熊本県漁業信用基金協会(以下「協会」という。)あての「債務保証委託書」(協会の定款及び業務方法書の規定による。)1通を併せて提出するものとする。

(2) 融資機関の長は、前号に規定する書類を受理した場合において、適当と認めるときは、「平成22年赤潮被害対策緊急支援資金利子補給承認申請書」(別記第4号様式)に、前号の認定申請書及び借入申込書の写しを添えて市町村長に提出するとともに、債務保証を必要とする場合は、借入申込者から提出された「債務保証委託書」に融資機関の意見を付した「債務保証協議書」(借入申込書の写しを添付)1通を添付して協会に送付するものとする。

(3) 市町村長は、前号に規定する書類を受理した場合において、適当と認めるときは、「平成22年赤潮被害対策緊急支援資金利子補給費補助事業計画承認申請書」(別記第5号様式)に、(2)により提出された認定申請書、借入申込書の写し及び(2)の利子補給承認申請書の写し各1部を添えて知事に提出するものとする。

(4) 知事は、(3)の申請書を受理した場合において、適当と認めるときは、「平成22年赤潮被害対策緊急支援資金利子補給費補助事業計画承認通知書」(別記第6

号様式)を市町村長に交付するものとする。市町村長は、融資機関の長及び申請者にその旨通知するものとする。

- (5) 融資機関の長は、資金の貸付けを実行したときは、速やかに「平成22年赤潮被害対策緊急支援資金貸付実行報告書」(別記第7号様式)を市町村長を経由して知事に提出するものとする。

(利子補給金及び利子補給費補助金の請求及び交付)

第8 利子補給の承認を受けた融資機関は、赤潮緊急対策資金利子補給金請求書(以下「請求書」という。)を作成のうえ、市町村長に提出しなければならない。

- 2 市町村長は、請求書の内容を審査のうえ、要項第3条別表に定める利子補給率で算定した額を融資機関に対して交付するものとする。
- 3 市町村長は、融資機関に対して利子補給金を交付した場合、県に対して必要書類を添えて、補助金の交付請求を行うものとする。
- 4 県は、市町村長からの交付請求書の内容を審査のうえ適当と認めるときには、1箇月以内に平成22年赤潮被害対策緊急支援資金利子補給費補助金を交付するものとする。ただし、調査のために特に日数を要する場合はこの限りでない。

(報告及び検査)

第9 知事は、資金の貸付け、赤潮被害程度等の認定又は資金の使途が適正に行われているかどうかについて、必要があると認めるときは、融資機関又は市町村に対して報告を行わせ、又は担当職員に検査を行わせるものとする。

(利子補給費補助事業計画承認及び利子補給費補助金交付決定の取消し等)

第10 知事は、平成22年赤潮被害対策緊急支援資金の借入者が第4第2項の確約書の内容を履行しなかった場合には、第7の(4)の事業計画の承認及び要項第7条の補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は、補助金の全部又は一部の交付を決定しないことができる。

附 則

この要領は、平成22年10月13日から施行する。

別表 平成22年赤潮被害対策緊急支援資金の貸付利率

(平成22年11月18日以降)

区 分	対 象 者	貸付利率
貸付実行日から3年以内	第4に規定する借受資格者 (被害漁業者等であって、被害魚種毎の1年魚、2年魚又は3年魚の被害尾数のいずれかが、被害前の当該魚種の養殖尾数の3割以上又は被害額が平年の収入(売上)額の10パーセント以上であることを市町村長が認定した者)	年1.00パーセント
	第4に規定する借受資格者であって、かつ、被害額が平年の収入(売上)額の50パーセント以上又は2年連続で被害額が平年の収入(売上)額の20パーセント以上であることを市町村長が認定した者	年0.00パーセント
貸付実行日から4年目以降	上記の借受資格者	年2.55パーセント (漁業近代化資金(漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)第2条第3項に規定する漁業近代化資金をいう。)の基準金利と同率)

別記第1号様式（第4関係）

確 約 書

私は、下記1の支援事業を利用するに当たり、来年度養殖予定の魚種について、下記2のとおり養殖共済に加入することを確約します。

なお、確約に違反した場合は、即時に下記1の支援事業の適用を取り消されても何ら異議はありません。

また、加入期間の終期まで、毎年共済契約書の写しを提出します。

記

1 利用する支援事業

平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業

2 養殖共済加入の内容

来年度養殖 予定の魚種					
契約割合					
加入期間					

※ 加入予定の内容を記載してください。

平成 年 月 日

熊本県知事 様

住 所

氏 名

印

(注)

- 1 「来年度養殖予定の魚種」について
養殖予定のすべての魚種を記入対象とする。
- 2 「契約割合」について
 - (1) 平成22年度に加入している契約割合以上とする。
ただし、平成22年度に加入している契約割合が、青物（ぶり、かんばち、しまあじ、ひらまさ）については50パーセント未満、その他の魚種については30パーセント未満の場合は、それぞれ50パーセント以上、30パーセント以上とする。
 - (2) 平成22年度に未加入の者については、青物（ぶり、かんばち、しまあじ、ひらまさ）については50パーセント以上、その他の魚種については30パーセント以上とする。
- 3 「加入期間」について
本事業を利用するすべての期間とする。

別記第2号様式 (第7関係)

漁業被害程度等認定申請書

申請者 住所
氏名

印

下記のとおりであることを認定願います。

記

1 被害額 円

2 水産物被害認定表

被害水産物等名		被害総額 (A)		平年の漁業収入(B)		(A)/(B)
魚種	区分	被害額	被害尾数(C)	被害前の養殖尾数(D)	(C)/(D)	
	1年魚					
	2年魚					
	3年魚					
	1年魚					
	2年魚					
	3年魚					
合計						

※ 「平年の漁業収入」は、平成17年度から平成19年度の漁業収入の3ヵ年平均とする。

上記のとおりであることを認定します。

平成 年 月 日

市町村長

印

別記第4号様式（第7関係）

平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業計画承認申請書

熊本県知事 様

市町村長

印

平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業事務取扱要領第7の規定により、下記のとおり補助対象事業として承認されるよう申請します。

記

融資機関名		貸付 人員	貸付 利率	市町村 利子補給率		左のうち 県補助率
		人	%			%
個人別貸付状況						
番号	融資機関名	氏名	貸付額	貸付予定時期	貸付利率	債務保証申 込みの有無
			千円	年 月	%	有・無
				年 月		有・無
				年 月		有・無
				年 月		有・無
市町村の予算措置状況						
有 (月議会上程済)						
無 (月議会上程予定)						

別記第5号様式（第7関係）

番 号
平成 年 月 日

市町村長 様

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業計画の承認
について（通知）

平成 年 月 日付けで申請のありました平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業計画については、下記のとおり承認します。

なお、借入者が知事に提出した確約書の内容を履行しなかった場合は、利子補給費補助事業計画承認を取り消すことがありますので、御留意願います。

記

融資機関名	借入者氏名	貸付額 (承認額)	貸付利率	市町村 利子補給率	左のうち 県補助率